

議案第 30 号

令和元年度大口町一般会計補正予算（第 11 号）

令和元年度大口町の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,554 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,106,047 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 2 年 3 月 31 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,865,672	82,600	5,948,272
	1 町民税	2,655,500	82,600	2,738,100
16 財産収入		129,890	1,954	131,844
	2 財産売払収入	125,708	1,954	127,662
補正しない款項にかかる額		7,240,285	0	7,240,285
歳入合計		10,021,493	84,554	10,106,047

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,770,131	64,505	1,834,636
	1 総務管理費	1,515,880	64,505	1,580,385
3 民生費		3,268,646	84	3,268,730
	1 社会福祉費	1,613,663	84	1,613,747
4 衛生費		1,000,097	3,883	1,003,980
	1 保健衛生費	595,822	3,883	599,705
7 商工費		178,262	62	178,324
	1 商工費	178,262	62	178,324
9 消防費		424,978	3,000	427,978
	1 消防費	424,978	3,000	427,978
10 教育費		1,151,347	13,020	1,164,367
	1 教育総務費	253,108	2,520	255,628
	6 保健体育費	126,037	10,500	136,537
補正しない款項にかかる額		5,313,743	0	5,313,743
歳 出 合 計		10,021,493	84,554	10,106,047

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	活動団体支援事業	千円 600
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉事業	千円 84
4 衛生費	1 保健衛生費	健康文化センター管理事業	千円 3,883
7 商工費	1 商工費	環境共生事業	千円 62
9 消防費	1 消防費	災害対策事業	千円 3,000
10 教育費	1 教育総務費	学校教育管理事業	千円 2,520
10 教育費	6 保健体育費	温水プール管理事業	千円 10,500

令和元年度

大口町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	5,865,672	82,600	5,948,272
16 財産収入	129,890	1,954	131,844
補正しない款にかかる額	4,025,931	0	4,025,931
歳入合計	10,021,493	84,554	10,106,047

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	1,770,131	64,505	1,834,636
3 民生費	3,268,646	84	3,268,730
4 衛生費	1,000,097	3,883	1,003,980
7 商工費	178,262	62	178,324
9 消防費	424,978	3,000	427,978
10 教育費	1,151,347	13,020	1,164,367
補正しない款にかかる額	2,228,032	0	2,228,032
歳 出 合 計	10,021,493	84,554	10,106,047

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1,954	62,551
			84
			3,883
			62
			3,000
			13,020
		1,954	82,600

2 歳 入

(款) 1 町税

(項) 1 町民税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 法人	1, 144, 600	82, 600	1, 227, 200
計	2, 655, 500	82, 600	2, 738, 100

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	123, 490	1, 954	125, 444
計	125, 708	1, 954	127, 662

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	現年課税分	82,600	
		1 均等割追加	2,600
		2 法人税割追加	80,000

1	土地売却収入	1,954	
		1 普通財産売却収入追加	1,954

一般会計（款） 1 町税

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 基金費	651,158	63,905	715,063			1,954 普通財産売払 収入 1,954	61,951
9 地域振興費	126,623	600	127,223				600
計	1,515,880	64,505	1,580,385			1,954	62,551

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2 高齢者福祉 費	273,845	84	273,929				84
計	1,613,663	84	1,613,747				84

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総 務費	346,521	3,883	350,404				3,883
計	595,822	3,883	599,705				3,883

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 観光費	9,339	62	9,401				62
-------	-------	----	-------	--	--	--	----

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積立金	63,905	3 財政調整基金管理事業	61,951
		25 積立金	61,951
		1 財政調整基金積立金追加	61,951
		7 明日のまちづくり基金管理事業	1,954
		25 積立金	1,954
		9 明日のまちづくり基金積立金追加	1,954
22 補償補填及 び賠償金	600	5 活動団体支援事業	600
		22 補償補填及び賠償金	600
		1 補償金	600
		1 指定管理者休業補償	600

22 補償補填及 び賠償金	84	3 高齢者福祉事業	84
		22 補償補填及び賠償金	84
		1 補償金	84
		1 コミュニティー・ワークセンター休業補償	84

22 補償補填及 び賠償金	3,883	5 健康文化センター管理事業	3,883
		22 補償補填及び賠償金	3,883
		1 補償金	3,883
		1 指定管理者等休業補償	3,883

22 補償補填及 び賠償金	62	3 環境共生事業	62
		22 補償補填及び賠償金	62
		1 補償金	62

一般会計 (款) 2 総務費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(観光費)							
計	178,262	62	178,324				62

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

3 災害対策費	41,569	3,000	44,569				3,000
計	424,978	3,000	427,978				3,000

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	251,069	2,520	253,589				2,520
計	253,108	2,520	255,628				2,520

(項) 6 保健体育費

2 生涯学習施設費	109,322	10,500	119,822				10,500
計	126,037	10,500	136,537				10,500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		1 桜ライトアップ補償金 62

11 需用費	3,000	3 災害対策事業 3,000
		11 需用費 3,000
		1 消耗品費追加 3,000

22 補償補填及 び賠償金	2,520	3 学校教育管理事業 2,520
		22 補償補填及び賠償金 2,520
		1 補償金 2,520
		1 修学旅行キャンセル等 2,520

22 補償補填及 び賠償金	10,500	3 温水プール管理事業 10,500
		22 補償補填及び賠償金 10,500
		1 補償金 10,500
		1 指定管理者休業補償 10,500

一般会計（款） 7 商工費